

経過期間満了を迎える運営基準等について

令和3年に改正された運営基準等のうち、次に掲げる事項については、令和6年3月31日までは努力義務とする旨の経過措置とされていますが、令和6年4月1日以降は義務規定となりますので、遅漏ないようにご準備ください。

1 認知症に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置

(該当するサービスのみ) 次の内容について、厚生労働省からQ&Aが発出されています。

- (1) 養成施設で認知症に係る科目を受講したが、介護福祉士資格は有していない者については、卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とされています。
- (2) 福祉系高校の卒業者だが、介護福祉士資格は有していない者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。
- (3) 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外とされています。
- (4) 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務づけの対象外として差し支えないとされています。
- (5) 認知症サポーター等養成講座修了者は義務づけの対象外とならないとされています。
- (6) 外国人介護職員についても、EPA介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となるとされています。

2 業務計画の策定等

(1) 令和6年4月1日までに、業務継続計画（感染症・災害）の策定が必要です。

【参考資料】

業務継続計画の各項目の内容については、厚生労働省によるガイドライン等を参照してください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi.kaigo/kaigo.koureisha/douga.00002.html>

(2) 令和6年度以降は、定期的な研修の開催及び訓練（シミュレーション）の実施が必要です。

3 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

(1) 令和6年度以降は、感染症対策委員会の定期的な開催が必要です。

(2) 令和6年4月1日までに、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する必要があります。

(3) 令和6年度以降は、定期的な研修の開催及び訓練（シミュレーション）の実施が必要です。

4 虐待の防止

(1) 令和6年度以降は、虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の定期的な開催が必要です。

(2) 令和6年4月1日までに、虐待防止のための指針を整備する必要があります。

(3) 令和6年度以降は、定期的及び新規採用時に研修の開催が必要です。

(4) 令和6年度以降は、専任の担当者の配置が必要です。

(5) 令和6年度4月1日までに運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を記載する必要があります。

※運営規程を変更した場合には、原則として変更後10日以内に変更届を提出する必要がありますが、変更の内容が「虐待の防止」のみの場合は、10日以内でなく他の項目の変更時に合わせて変更届を提出することで足りることとします。

栄養ケア・マネジメントについて（施設系サービスのみ）

※地域密着型介護老人福祉施設

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととされ、管理栄養士が状態に応じた栄養管理を以下の手順により計画的に行うこととされました。（令和6年3月31日までは経過措置として努力義務でしたが、令和6年4月1日以降は義務規定となります。）

- （1）入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員が共同して、入所者ごとの摂食、嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する。施設サービス計画との整合性を図ること。
- （2）入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録する。
- （3）入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと。

※栄養管理について基準を満たさない場合の減算についても、令和6年3月31日までで経過措置が終了します。令和6年4月1日以降、基準を満たさない場合は減算となりますので、ご注意ください。

- （基準）人員基準を満たす栄養士又は管理栄養士の員数を配置していること。
上記（1）～（3）に適合していること。

口腔衛生管理の強化について（施設系サービスのみ）

※地域密着型介護老人福祉施設

基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、状態に応じた口腔衛生の管理を以下の手順により計画的に行う必要があります。（令和6年3月31日までは経過措置として努力義務でしたが、令和6年4月1日以降は義務規定となります。）

- （1）歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る助言又は指導を年2回以上行う。
- （2）（1）の技術助言又は指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を製作する。必要に応じて、定期的に計画を見直す。
（相当の内容を施設サービス計画内に記載して計画の作成に代えることができる。）

イ 助言を行った歯科医師

ロ 歯科医師からの助言の要点

ハ 具体的方策

ニ 施設における実施目標

ホ 留意事項・特記事項

（3）医療保険で歯科訪問診察料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃や（2）の計画等への技術的助言及び指導を行う際は、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間外に行うこと。